

(調整事件)

事件番号	調整事項	主な内容	終結	日数	調整回数
2(調)第1号	○組合事務室を事業所内に貸与すること	組織内に6つの支部を持つ組合は、並存組合の支部がある他の事業所では組合事務室を貸与されているものの、当該組合の単独支部しかない本事業所では事務室の貸与がなく、会社も団体交渉に応じていないと主張した。使用者は、本件事業所には貸与できるスペースがなく、そもそも、事務室の貸与は交渉事項ではないと主張した。	使用者があっせんには応じられないとの意向を示したため、やむを得ずあっせんを打ち切った。	38日	0回
2(調)第2号	○期末勤勉手当として、夏期1.85か月分、冬期2.1か月分の支給 ○超過勤務に関して労基署に提出した改正就業規則の取り下げ ○特殊勤務手当廃止の撤回 ○労働組合に対する干渉や中傷の謝罪と再発防止	組合は、①期末勤勉手当の支給率を定めた給与規程や超過勤務に関する特殊勤務手当について、過半数を占める組合に対し、協議の申入れもないまま一方的に不利益な変更をした。②組合の活動は違法状態を生んでいると等の見解を理事長名の文書で全職員に配布することにより職員の不安を煽り、組合員の分断を持ち込む言動がみられたと主張した。使用者は、①支給率を定めた給与規程は誤記であり、超過勤務手当の計算方法を1分単位に改めた以上、「みなし残業手当」に該当する特殊勤務手当の廃止を記載した就業規則の改正は当然である。②理事長名の文書を全職員に配布することは、不当労働行為に当たらないと主張した。	特殊勤務手当の廃止を撤回し、就業規則の改正や期末勤勉手当については真摯な団体交渉を通じて解決を図ることで合意した。	147日	3回